

高第1591号
障第1815号
令和3年3月30日

各高齢者・障がい者
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

高齢者・障がい者施設のすべての職員等に関する感染再拡大防止への注意喚起について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、岐阜県では2月28日をもって、全国的には3月21日をもって緊急事態宣言が解除されたところですが、大きな感染拡大となった第3波は終息しておらず、県内でもクラスターが発生するなど再拡大が懸念される状況です。

そうした中、県内では、飲食店で発生したクラスターから、同店に兼務していた職員を介して福祉入所施設へ感染が拡大した事例などが発生しております。

各事業所・施設におかれましては、各施設等が直接雇用する職員はもとより、改めて、**施設等に入出入りする「すべての関係職員等」**について、下記のとおり感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

- 施設等に入出入りする「すべての関係職員等」について、感染防止対策を実施しましょう。
 - ・ 外部からの派遣職員や委託職員が感染する事例も発生しています。
 - ・ 派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に入出入りするすべての関係職員等を対象に、感染防止対策の実施をお願いします。

- 「すべての関係職員等」について、感染リスクの把握に努め、体調管理を行いましょう。
 - ・ 接待を伴う飲食店や、親族での会食によるクラスターが引き続き発生しています。
 - ・ すべての関係職員等の協力を得て、兼業の状況や会食等の感染リスクが高まる状況をできるかぎり施設等として把握し、徹底した体調管理と、職員等に少しでも「体調がおかしい」と自覚があった場合には、出勤をストップし、ただちに医療機関へ相談・受診するようお願いします。

- 「すべての関係職員等」において、施設で感染が発生した場合のリスクを共有し、それぞれが感染対策に取り組みましょう。
 - ・ 施設等で感染が発生した場合は、利用者や職員への影響はもちろん、地域の医療提供体制にも大きな影響を及ぼします。
 - ・ すべての関係職員等が、日常生活での感染対策（マスク着用、手指消毒等）、体調管理（少しでも体調不良があれば休む等）に取り組むほか、特に感染リスクの高い場面を回避するよう徹底をお願いします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	田中	担当	多治見
T E L	058-272-1111 内線 2600		
F A X	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	奥村	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		